

関 税 対 策 特 別 資 金

米国の関税措置の影響を受け、売上の減少等業況悪化をきたしている県内中小企業の方を対象に、経営安定と企業体質の改善を図るための制度として「関税対策特別資金」を設けておりますので、ご利用ください。

<関税対策特別資金>

■ 対 象 者

県内に事業所を有する中小企業者で、次に掲げる要件に該当する方

- ・米国の関税措置の影響を受け、最近1ヶ月の売上高、売上総利益又は営業利益のいずれかが、前年同期比5%以上減少し、又は減少する見込みの方。

■ 資 金 使 途 運転資金、設備資金（本資金の既存借入金の借換・一本化が可能）

■ 融資限度額 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円）

■ 融 資 期 間 10年以内（うち据置期間1年以内）

■ 融 資 利 率 変動 1.3%以内 固定 1.5%以内

■ 保 証 料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

年0.35%～1.35%（責任共有制度対象で80%保証）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

※ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

■ 保 証 人 法人 原則として1名以上

個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

■ 取 扱 期 間 令和8年3月31日まで

■ 申 込 み 先

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。